

ホームページ委員会設置要綱

鳥取県立鳥取療育園

1 設置目的

ホームページからの情報発信を推進し、最新の施設情報を正確に伝えることを目的に、ホームページ委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 所管業務

- ① 施設運営に関する情報を発信。
- ② ホームページの管理。

3 委員会の組織

委員会は通園係、外来係、地域支援係より1名の委員を選出し、構成する。
委員会の委員長は、園長が指名する。

4 委員会

委員会を開催する。(月に1回)

5 任期

ホームページ委員の任期は、次のとおりとする。

- ① 委員の任期は、1年とする。ただし再任をさまたげない。
- ② 委員が任期中に交代する場合は前任者の残任期間とする。

6 附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。